

監 査 論

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	B	財務諸表監査
問題 2	5 点	C	財務諸表監査
問題 3	5 点	C	公認会計士の処分
問題 4	5 点	C	金融商品取引法における開示及び監査
問題 5	5 点	A	会社法監査制度
問題 6	5 点	B	会計監査人の選任及び解任
問題 7	5 点	A	四半期レビュー
問題 8	5 点	A	財務報告に係る内部統制監査
問題 9	5 点	B	監査の品質管理
問題 10	5 点	B	財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書
問題 11	5 点	B	監査基準
問題 12	5 点	A	監査基準「第一 目的基準」及び「第二 一般基準」
問題 13	5 点	A	監査調書
問題 14	5 点	A	リスク評価及び評価したリスクへの対応
問題 15	5 点	A	分析の実証手続
問題 16	5 点	B	報告基準
問題 17	5 点	A	その他の記載内容
問題 18	5 点	C	経営者とのディスカッション
問題 19	5 点	B	監査役等とのコミュニケーション
問題 20	5 点	A	監査における不正リスク対応基準

問題 1

正解

4

難易度

B

【出題内容】

財務諸表監査

【解 説】

ア. × 報告基準一 2、監査基準の平成 14 年改訂前文三 9 (1)③参照

財務諸表の適正性を判断する際には、会計事象や取引の実態が適切に財務諸表に反映されているかを判断することも求められる。また、会計基準に詳細な定めのない場合には、会計事象や取引の実態の反映の適切性について、監査人が関連する会計基準等の趣旨等を踏まえて、自己の判断で評価しなければならない。

イ. ○ 同改訂前文三 1 (5)参照

ウ. ○ 実施基準一 7、監査における不正リスク対応基準第二・17 参照

エ. × 実施基準四 3 参照

監査人は、内部監査の結果を利用するに当たっては、内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうかのみならず、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価しなければならない。内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するとしても、内部監査の方法及び結果が信頼できなければ、内部監査の結果を利用することはできない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 2

正解

6

難易度

C

【出題内容】

財務諸表監査

【解説】

ア. ×

被監査会社の会計システムの構築支援を行うことは、財務諸表のもととなった会計処理に対し助言する機能、ないしは財務諸表監査の機能の範疇を超えるものと捉えられ、公認会計士法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務に該当すると考えられる。

イ. ×

監査人の勧告により経営者が財務諸表上の不適切な事項を訂正した場合においても、経営者の判断と責任の下で監査人の勧告を受け入れている以上、訂正された表示に関しても、監査人ではなく、経営者が財務諸表の作成責任を負う。

ウ. ○ そのとおり。

エ. ○ そのとおり。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 3

正解

3

難易度

C

【出題内容】

公認会計士の処分

【解 説】

ア. ○ 公認会計士法 31 条の 2 参照、ちなみに、過失の場合 1.0 倍、故意の場合 1.5 倍となる。

イ. × 同法 35 条 2 項 1 号参照

公認会計士・監査審査会は、公認会計士に対する懲戒処分に関する事項を調査審議し、行政処分その他について、内閣総理大臣（あるいはその事務委任を受けた金融庁長官）に勧告することができるが、課徴金納付命令に関して同様の権限は有さない。

ウ. × 同法 4 条 6 号参照

登録抹消の処分を受けた公認会計士が、再登録が可能となるのは、処分の日から「5年」経過してからである。

エ. ○ 同法 46 条の 10 第 1 項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 4

正解

5

難易度

C

【出題内容】

金融商品取引法における開示及び監査

【解 説】

ア. × 同法 24 条の 4 の 2、24 条の 4 の 8 参照

上場会社等の代表者は、有価証券報告書及び四半期報告書については確認書を提出しなければならないが、内部統制報告書について確認書を提出する義務はない。

イ. ○ 同法 193 条の 2 第 2 項 4 号参照、なお、内部統制監査が免除されるだけであり企業は内部統制評価及び報告は行わなければならない。

ウ. × 監査証明府令 5 条 3 項参照

概要書の提出期限は、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の属する月の翌月の末日である。

エ. ○ 同法 25 条参照、なお、かなり細かすぎる知識です。

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は 5 となる。

問題 5

正解

6

難易度

A

【出題内容】

会社法監査制度

【解 説】

ア. × 同法 440 条 1 項、会社計算規則 148 条参照

計算書類に対して会計監査人が意見を表明していないときには、その旨を決算公告とともに公告しなければならないこととされ、決算公告を行うことができないわけではない。

イ. × 同法 398 条 1 項参照

計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、定時株主総会において会計監査人を出席させる決議の有無にかかわらず、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

ウ. ○ 会社法施行規則 126 条三号参照

エ. ○ 同法 396 条 3 項、4 項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

問題 6

正解

3

難易度

B

【出題内容】

会計監査人の選任及び解任

【解 説】

ア. ○ 同法 344 条 1 項、 3 項参照

イ. × 同法 346 条 4 項、 6 項参照

設問の場合、監査役会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

ウ. × 同法 339 条 1 項、同法 344 条 1 項、 3 項参照

株主総会により会計監査人を任期中に解任する場合でも、当該議案の内容の決定については、監査役全員の同意は不要であり、その過半数の同意による決定で足りる。また、株主総会における決議は、特別決議ではなく普通決議とされる。

エ. ○ 同法 340 条 1 項、 2 項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 7

正解

2

難易度

A

【出題内容】

四半期レビュー

【解 説】

ア. ○ 四半期レビュー基準の設定前文二 1 参照

イ. ×

四半期レビュー契約の締結に当たっても、年度監査の契約と同様に、監査事務所の方針及び手続に従って、適切な四半期レビューが実施できるかどうかを検討しなければならない。第1四半期であっても同様である。

ウ. ○ そのとおり。

エ. × 四半期レビュー基準の平成 21 年改訂前文二 1 参照

設問の場合において、監査人が検討しなければならないのは、1 年間について経営者の行った評価及び少なくとも翌四半期会計期間の末日まで、すなわち、3 ヶ月間の経営者の対応策である。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 8

正解

4

難易度

A

【出題内容】

財務報告に係る内部統制監査

【解説】ア. ×

全社的な内部統制に不備がある場合、基本的な内部統制の整備に不備があることを意味し、全体としての内部統制が有効に機能する可能性は限定されると考えられるものの、常に開示すべき不備があると判断しなければならないわけではない。当該不備が開示すべき不備であるかどうかは、職業的専門家として判断することが求められる事項である。

イ. ○ 内部統制の基準Ⅱ 3 (5) 参照

ウ. ○ 内部統制の基準Ⅲ 3 (5) 参照

エ. × 内部統制の基準Ⅲ 4 (3) 参照

期末日時点で開示すべき重要な不備があり、それが監査報告書日までに是正されなかったとしても、当該開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由に関する内部統制報告書の記載が適正であると監査人が判断するときには、無限定適正意見を表明することができる。あくまでも内部統制監査における監査対象は経営者が作成した内部統制報告書の記載内容の適否である。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 9

正解

1

難易度

B

【出題内容】

監査の品質管理

【解 説】

ア. ○ 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」F 32-2 項参照

イ. ○ 同報告書F 26-2 項、F A17-2 項参照

ウ. × 同報告書F 18-2 項、F 38-2 項参照

不正リスクに関する品質管理の責任者を審査担当者に含めることまでは求められていない。

エ. × 同報告書F 37-2 項参照

監査事務所は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の審査に関する方針及び手続を定めることが求められているが、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合の審査に関する方針及び手続を定めることは求められてない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 10

正解

4

難易度

B

【出題内容】

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書

【解 説】

ア. × 同意見書二 4 (1)①参照

合意された手続を保証業務としない理由は、実施される手続が主題に責任を負う者又は限られた利用者との間の合意によって特定されるため、業務実施者が自らの判断により証拠を入手しないこと、及び、手続の結果のみが報告され主題情報に対する結論が報告されないためである。

イ. ○ 同意見書四 4、六 3 参照

ウ. ○ 同意見書六 1、八 4 参照

エ. × 同意見書八 2 (3)参照

業務実施者は、主題に責任を負う者による想定利用者への主題情報の提示がない場合、直接に主題について積極的形式又は消極的形式によって結論を報告することになるが、主題情報を保証報告書に記載することは求められない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 11

正解

3

難易度

B

【出題内容】監査基準

【解説】

ア. ○ そのとおり。

イ. ×

監査基準は、法定された財務諸表監査のみならず、職業的監査人が行う全ての財務諸表監査に対する質的下限を定めたものであり、任意監査等の法定監査以外にも適用される。

ウ. × 監査証明府令 3 条 3 項参照

四半期レビュー基準は、一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準であるが、監査証明府令という法律上一般に公正妥当と認められる監査の基準に含まれる点に注意！

エ. ○ 監査基準の平成 30 年改訂前文一参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 12

正解

2

難易度

A

【出題内容】

監査基準「第一 監査の目的」及び「第二 一般基準」

【解 説】

ア. ○ 監査基準の平成 14 年改訂前文三 1 参照

イ. × 監査基準の平成 26 年改訂前文二 1 参照

特別目的の財務諸表に対して準拠性に関する意見を表明する場合において、財務諸表が全体として適切に表示されているかどうかの評価（一歩離れての評価）を行うことは求められない。

ウ. ○ そのとおり。

エ. × 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 A51 項参照

財務諸表の重要な虚偽表示が事後的に発見された場合でも、そのこと自体が、一般に公正妥当と認められた監査の基準に準拠して監査が実施されなかったことを示すものではない。一般に公正妥当と認められた監査の基準に準拠して正当な注意を払って監査を行っていたかどうかを、監査人が作成した監査調書に基づき裁判所等が判断したうえで最終的に責任を負うかどうか決定される。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

問題 13

正解

5

難易度

A

【出題内容】 監査調書

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 230 「監査調書」 A 4 項参照

監査人は、結論に至っていない考え、予備的な考えを書いたメモ及び監査調書の草稿を監査調書に含めることもあるが、必ず含める必要はない。最終的に十分かつ適切な監査証拠となるものを監査調書に含めていればよい。

イ. ○ 同報告書 2 項(2)、 3 項(3)参照

ウ. × 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」 44 項～46 項参照

監査調書の管理・保管に係る全ての責任は監査責任者が負わなければならないわけではなく、監査事務所が「監査調書の管理・保管に関する方針及び手続」を定めること等の責任を負う。

エ. ○ 監査基準委員会報告書 230 第 14 項参照、証拠隠滅防止のためである。

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 14

正解

4

難易度

A

【出題内容】

リスク評価及び評価したリスクへの対応

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 8 項、10 項、A172 項参照

リスク評価手続を実施するのみでは、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することはできない。リスク評価手続は重要な虚偽表示リスクを識別・評価することが目的である。監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するためにリスク対応手続を実施する。

イ. ○ 同報告書 A154 参照

ウ. ○ 同報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」 14 項参照

エ. × 同報告書 17 項参照

監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高及び注記事項の各々に対する実証手続を立案し実施しなければならない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 15

正解

2

難易度

A

【出題内容】

分析の実証手続

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 520 「分析的手続」 A 6 項参照

イ. × 同報告書 4 項(4)、A15 項参照

追加的な調査を行わなくても監査上許容できる差異の金額は、手続実施上の重要性和一致させる必要はない。実務上は手続実施上の重要性和比して相当小さい金額が設定される。

ウ. ○ 同報告書 6 項参照

エ. ×

実証手続を立案し実施することが要求される場合であっても、必ずしも分析の実証手続に加えて詳細テストによる検討を実施する必要はなく、分析の実証手続のみの実施でよいとされるケースも

ある。なお、特検リスクについて運用評価手続を実施せず実証手続のみを実施する場合には必ず詳細テストを含める必要がある。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

問題 16

正解

3

難易度

B

【出題内容】 報告基準

【解 説】

ア. ○ 報告基準三(4)参照

イ. × 報告基準二 2 参照

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、性質上は監査上の主要な検討事項ではあるが、「監査上の主要な検討事項」区分ではなく、「継続企業の前提に関する事項」として監査報告書に記載する。

ウ. × 監査基準の平成 30 年改訂前文二 1 (1)参照

監査人は、個々の監査上の主要な検討事項に対して意見を表明するわけではなく、「監査上の主要な検討事項」区分には、①内容、②決定した理由、③監査人の対応のみを記載する。

エ. ○ 同改訂前文二 1 (4)参照

不適正意見を表明する場合であっても、不適正意見を表明する原因が「監査上の主要な検討事項」に記載した内容ではない場合、「監査上の主要な検討事項」に別の重要な事項を記載することができる。

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 17

正解

5

難易度

A

【出題内容】

その他の記載内容

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 720 「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」 1 項参照

その他の記載内容は、非財務情報以外の部分であっても、監査人の監査対象とはならない。その他の記載内容とは年次報告書のうち監査した財務諸表と監査報告書以外の記載である。

イ. ○ 同報告書 5 項、A 4 項参照

ウ. × 同報告書 9 項参照

その他の記載内容は意見表明の対象とならないため、監査人は、経営者がその他の記載内容の修正に同意しないとき、監査報告書において除外事項付意見を表明することにはならない。その他の記載内容の修正に同意しない場合にはその他の記載内容との間に重要な相違があることになることから、監査報告書の「その他の記載内容に関する事項」区分に重要な相違がある旨及び内容を記載することになる。

エ. ○ 同報告書 A 7 項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 18	正解	6	難易度	C
-------	----	---	-----	---

【出題内容】

経営者とのディスカッション

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 210 「監査業務の契約条件の合意」 4 項(2)、6 項参照

監査人は、監査人が監査証拠を入手するために必要と判断した企業構成員への無制限の質問や面談の機会を監査人に提供する責任を認識し理解している旨の合意を経営者から得られない場合、監査契約の新規の締結又は更新を禁止される。

イ. × 同報告書 600 「グループ監査」47 項参照

グループの構成単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で、当該構成単位の経営者が把握していない事項にグループ監査チームが気付いた場合、グループ監査チームは、まず当該事項を当該構成単位の経営者と協議するのではなく、当該事項を構成単位の経営者に伝達するようにグループ監査チームの直接の契約先であるグループ経営者に依頼しなければならない。

ウ. ○ 同報告書 230 「監査調書」 9 項参照

エ. ○ 同報告書 250 「財務諸表監査における法令の検討」18 項参照

違和感のある規定であるが正しいため、割り切って覚えてほしい。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 19	正解	5	難易度	B
-------	----	---	-----	---

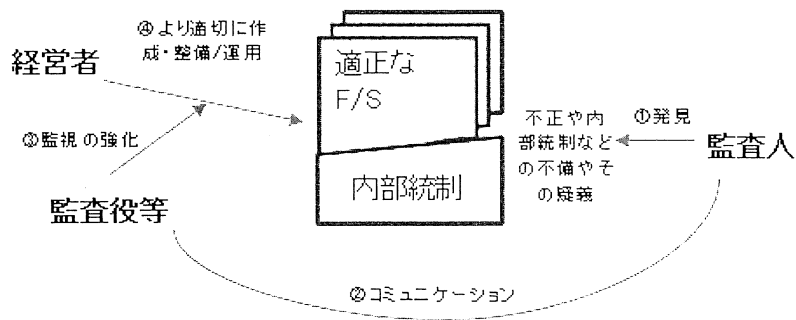
【出題内容】

監査役等とのコミュニケーション

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」 4 項(3)参照

監査人の監査役等とのコミュニケーションは、監査役等による財務報告プロセスの監視に役立ち、それによって、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを軽減することを意図している。



※①～④を通じて、経営者が内部統制をより適切に整備、運用すれば、統制リスクが低下することによって重要な虚偽表示リスクが低下するというロジックです。

イ. ○ 同報告書 13 項、同報告書 550 「関連当事者」 17 項

ウ. × 同報告書 260 第 15 項、18 項参照

上場企業の監査人が、監査人の独立性に関して被監査会社の監査役等とコミュニケーションを行う場合、書面又は電磁的記録を通じてコミュニケーションを行わなければならない、書面又は電磁的記録を通じたコミュニケーションを省略することはできない（すなわち、口頭は認められない。）。

エ. ○ 同報告書 450 「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」 11 項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は 5 となる。

問題 20	正解	2	難易度	A
-------	----	---	-----	---

【出題内容】

監査における不正リスク対応基準

【解 説】

ア. ○ 同基準 2 10 参照

イ. × 同基準の設定前文 2 4 (2) 参照

監査人は、過去に経営者が不正を行った事実を識別している場合であっても、当該経営者を不誠実であるとは想定することは求められないし、あくまでも中立的な観点で監査を行うことが求められる。

ウ. ○ 監査基準委員会報告書 240 「財務諸表監査における不正」 42 項参照

エ. × 同報告書 12 項参照

監査人は、記録や証憑書類の真正性（真贋）に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。なお、記録や証拠書類に基づく監査証拠が十分かつ適切な監査証拠たるかは別途評価することが求められる。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

